

ラムサール条約締約国会議における CEPA の展開について

佐々木美貴(日本国際湿地保全連合)

1. 条約の本文における CEPA

湿地の保全とワイズユースの推進を目指すラムサール条約は、その実現のために人々の交流、力量形成、教育、啓発(CEPA)を重視してきた。条約本文では第4条第3項の「湿地及びその動植物に関する研究…資料及び刊行物の交換を奨励すること、第5項の「湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進すること」に表現されている。

2. 締約国会議の決議における CEPA の展開

締約国会議決議の積重ねが CEPA を肉づけしてきた。

COP6(1996年・ブリスベン)の決議VI.19で、「Education and Public Awareness(教育と市民への啓発、略称 EPA)」が登場した。

COP7(1999年・サンホセ)の決議VII.9「1999-2002年 CEPA プログラム—条約の実行を支えるための CEPA 促進活動」は、「communication(交流)」を先頭に置き、“Communication, Education and Public Awareness”(交流・教育・普及啓発 略称 CEPA)に修正した。また、「湿地への意識の向上、保全とワイズユースへの支持基盤の確立」等を CEPA の目的とした。

COP8(2002年・バレンシア)の決議VIII.31「2003-2008年 CEPA プログラム」は、「人々の社会的、政治的、経済的、文化的な現実を湿地生態系が提供する財とサービスの視点からとらえ直すためのツール」として CEPA を活用し、「人々が湿地のワイズユースのために行動」し、関係者間の参加と対話を促す等、CEPA の5つの「基本原則」を示した。

さらに、COP10(2008年・昌原)の決議X.8「2009-2015年 CEPA プログラム」で、「Participation(参加)」が加わり、「Public Awareness」が「Awareness」に修正され、人々の参加が強調された。

3. 第12回締約国会議の CEPA プログラム

そして、今年の COP12 の決議XII.9「2016-2024年 CEPA プログラム」は、「capacity building(力量形成)」を加え、ターゲットを分節化した9つのゴールを示した。これは、登録湿地を始めとする全ての湿地に関して、保全とワイズユースという条約の精神を実行できる人々の力量形成を強調したもので、基本用語の解説も更新された。

4. まとめ

ラムサールの CEPA は、「普及啓発」とも言われ、講演会や情報提供、キャンペーン活動のイメージも強い。しかし、条約本文や締約国会議決議を検討すると、調査研究も含む交流、教育、参加、気づきの共有などによって、湿地に関わる全ての人々が、湿地の保全とワイズユースを実行できるように力をつけることを目的としていることがわかる。日本での取り組みを整理し、多様なレベルで CEPA 行動計画を作る際に、この点は重要であろう。